

平成二十一年二月六日受領
答弁第六〇号

内閣衆質一七一第六〇号

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国立がんセンター等の国立高度専門医療センターの財政赤字問題に係る政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国立がんセンター等の国立高度専門医療センターの財政赤字問題に係る政府の見解に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、近年の医療の高度化等に対応するため必要な施設及び医療機械を迅速に整備する必要があったことが、国立高度専門医療センター（以下「センター」という。）に係る借入金の変因であると考えている。

二について

センターは、がん、循環器病など、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行うことにより、国の医療政策である高度かつ専門的な医療の向上に寄与している機関であると認識している。

三について

厚生労働省としては、独立行政法人移行後も、センターが適切かつ安定的に運営されるためには、その業務の財源に充てるために必要な金額の一部を交付することが必要であると考えている。

四及び五について

厚生労働省としては、独立行政法人移行後も、国の医療政策である高度かつ専門的な医療の向上を目的とするセンターの運営が適切かつ安定的なものとなるよう、適切に対応してまいりたいと考える。